

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第三十二号

徳島県議会委員会条例の一部を改正する条例

徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「政策創造部、経営戦略部、未来創生文化部、監察局」を「知事直轄組織、企画総務部、生活環境部」に改め、「公安委員会」の下に「労働委員会」を加え、同条第二号中「商工労働観光部」を「観光スポーツ文化部、経済産業部」に改め、「労働委員会」を削り、同条第三号中「保健福祉部」を「こども未来部、保健福祉部」に改め、同条第四号中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改める。

第七条第五項中「場所」の下に「（第十三条の二（出席の特例）第三項において準用する同条第二項の規定により全ての後任者が互選を行う会議に出席しているものとみなされる場合はその旨）」を加え、「決める」を「定める」に改める。

第八条第一項中「場所を決めて」を「場所（第十三条の二（出席の特例）第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第二十二条（公聴会開催の手続）第二項において同じ。）を定めて」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第十三条の二 委員長は、委員について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができるでない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

3 前二項の規定は、第七条（委員長及び副委員長）第四項又は第八条（委員長及び副委員長がともにないときの互選）第一項の規定により互選を行う場合について準用する。
第二十一条第一項中「おいて」の下に「、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条第二項中「終る」を「終わる」に改める。

第二十二条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機

とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十七条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十四条第一項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第二十五条第二項中「聞こう」を「聴こう」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「こえ」を「超え」に改める。

第二十七条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に、「提出する」を「提示する」に改める。

第二十七条の二第二項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第三項中「文書」を「文書等」に改める。

第二十八条第二項中「前記」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の徳島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務委員会、経済委員会、文教厚生委員会及び県土整備委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の徳島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する総務委員会、経済委員会、文教厚生委員会及び県土整備委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例に規定する常任委員会に付議されている請願その他の事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。